

# 筑西市立協和中学校の部活動に係る活動方針（改訂版）

## 1 部活動の基本的な考え方

- 部活動は、学校教育の一環として実施される教育活動であり、生徒の自主的自発的な活動を通してスポーツや文化、科学に親しませ学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき、計画的に実施する。
- 校長及び部活動顧問は、部員同士が同じ目標に向かって取り組みながら、豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図るための意義ある活動となるよう自覚し運営に当たる。また、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・暴力・いじめ・暴言・ハラスメントの根絶を徹底する。
- 部活動の実施に際しては、全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた心身の成長と豊かな学校生活の実現及び部活動顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、保護者や地域との連携を深めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動を運営していく。
- 令和4年度より、任意加入（希望制）とする。
- 学校の活動方針、年間活動計画、月間活動計画及び活動実績を学校ホームページへ掲載し、公表する。

## 2 部活動の休養日の設定

- 学期中は週当たり2日以上（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日はいずれか1日以上）を休養日とする。
  - 土日に大会参加等で2日間活動した場合には、休養日を他の週休日または祝日に振り替える。
  - 祝日が含まれる週や、平日の大会参加により、1日の上限を超えて活動を実施した場合も、週の上限の範囲内となるよう活動時間を調整する。
  - 公式大会等において県大会以上に進出し、当該大会が直後の1か月以内に控えている場合、校長の判断により、平日に休養日を振り返ることができる。
  - 定期テストは、3日前から休養日とする。
  - 公式大会終了後は、平日の休養日を2日以上とする。原則、木曜日を休養日に加えるが、大会参加直前は、校長の許可を得て、活動することができる。
  - 長期休業中における休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。
  - 次の期間（学校閉校日）を休養期間とし、夏季休業中及び冬季休業中に1週間以上連続した長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
    - ・お盆 8月13日～8月16日
    - ・県民の日 11月13日
    - ・年末年始 12月27日～1月 3日
- ※学校閉校日に活動が行えるのは、公式大会参加の場合とする。

### 3 部活動の活動時間

- 部活動開始時刻は、16:15（授業日）、15:45（木曜日）とする。部活動顧問は、市内中学校で統一された終了時刻以前に活動を終了させる。
- 1日の活動時間の上限は、1日当たり平日は2時間、休日は3時間とし、1週間当たり11時間とする。（準備や後片付け、移動、休憩の時間は除く）
- 生徒の健康管理や学校生活への支障を考慮し、原則として、朝の活動は行わず、放課後の限られた時間で活動する。特例として朝の活動を実施する場合は、1日当たりの活動時間の上限の範囲内で実施する。

### 4 学校単位で参加する大会について

- 部活動顧問は、月ごとの大会参加数を精査し、事前に校長の許可を得て、大会に参加する。（年間の大会参加の目安は、月1回程度、12大会程度とする）

### 5 健康管理の徹底（熱中症事故等の防止）

- 活動に当たって顧問は、活動前・活動中・活動後の健康観察を十分行い、けがや事故防止に努める。（練習前は、特に体調不良や睡眠、朝食等の摂取状況の確認）
- 高温や多湿時には以下の対応をとるとともに、高温注意情報をもとに気温35℃以上、暑さ指数（WBGT）が31℃以上の場合は、活動を原則として行わない。
  - ・参加生徒の体調確認（睡眠や朝食の摂取状況）の確実な実施
  - ・活動時間の短縮や活動内容の変更
  - ・こまめな水分、塩分の補給や休憩の確保
  - ・観戦者の軽装や着帽
- 万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、ためらわず病院へ搬送を行うとともに、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却など、適切な対応をする。

### 6 緊急時の対応について

- 生徒が意識を失うなど生命の危険がある場合は、ためらわずに119番通報し、救急車を要請するとともに、心肺蘇生法（胸骨圧迫やAEDの使用など）等適切な対応をする。
- 不審者が侵入した場合は、ためらわずに110番通報し、警察を要請するとともに、生徒のみの安全を最優先する手段を講じる。

### 6 その他

- 本活動方針は、毎年度策定する。
- 本活動方針は、令和5年4月1日から運用する。